

陳情第 7 号

「最低賃金の改善及び地域の雇用の担い手である中小企業への支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書

2020年6月5日

長崎市議会  
議長 佐藤 正洋 様

陳情人

長崎市恵美須町 2-12

長崎県労働組合総連合

議長 乾 哲夫



# 「最低賃金の改善及び地域の雇用の担い手である中小企業への支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情

## 1 陳情の趣旨

いま、厳しい日本経済にコロナ禍が追い討ちをかけ、深刻な危機に直面しています。

5月25日に改正新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が解除され、経済活動が徐々に再開されつつありますが、厚生労働省の調査では今年1月から5月29日時点までの解雇や雇い止め（予定を含む）が16,723人（長崎県は215人）であることが明らかとなり、また、解雇や雇い止めに至らずとも、企業が賃金抑制を行う動きも既に報じられています。

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため活躍しているエッセンシャル・ワークの労働現場を支えているのは、その多くが、最低賃金またはそれに近い額の低賃金で働く、不安定雇用の非正規雇用労働者です。彼ら・彼女らは、蓄えがない家計や不安定な雇用による失業への不安、自らも感染しかねない恐怖とたたかいながら日々働いています。また、休業を余儀なくされた多くの人々も、自分の収入よりもお互いのいのちを最優先し、自宅へ留まって感染拡大防止に努めたのでした。しかし、解雇や雇い止めは実際に発生し、わたしたち県労連の労働相談センターへも相談が寄せられています。

ところで、最低賃金制度は、非正規労働者を含む全ての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各地方最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金が決定されています。ここ数年は、年率3%程度を目途として全国加重平均が1,000円となることを目指すという政府の方針のもと、徐々にですが引き上げられてきたところです。しかし今年、「今は官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題」との認識が6月3日の全世代型社会保障検討会議において安倍首相から示されました。「今は賃上げよりも雇用の確保を」という声は、今後、各方面からも強まるものと思われまます。

しかし今、過去の教訓をしっかりと振り返る必要があります。2008年のリーマンショックのとき、世界各国は、賃金の引き上げを含む内需拡大で経済危機を克服してきました。しかし日本は、派遣切りや不安定雇用の拡大、賃金の抑制を通じて、労働者・国民の懐を温めることよりも企業利益の拡大を優先させたのでした。その結果、国民の格差と貧困化が大きく広がり、その後も深刻なデフレから抜け出せなくなっています。経済危機を乗り切るために賃金を抑制するという「誤り」を繰り返すべきではありません。

コロナ禍を克服し、日本経済の回復をすすめるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要です。

日本の最低賃金は、都道府県ごとに4つのランクに分けられ、地域別最低賃金の2019年の改定では、最も高い東京は時間額1,013円、長崎県を含む最低の15県は790円です。これでは、毎日8時間働いても月11万~14万円の手取りにしかならず、個人が自立して生活

することすら困難です。しかも、地域間格差が時間額で223円もあり、地方から労働力が都市部へ流出し、地方の人口減少を加速させ、高齢化と地域経済の疲弊を招いています。また、新型コロナウイルスの感染拡大が始まって以降の新たな動きとして、テレワークにより場所を選ばず働くことができることや、都市部での感染リスクを避けたいとの理由から、地方へ転職したいとの意識が若者たちのあいだで広がり始めていることが報じられています。最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引上げることは、貧困をなくす点では福祉政策であり、地域経済を守るための経済対策です。

長崎県労連は、昨年、県内における最低生計費試算調査を実施し、一人暮らしの若者が長崎市内で健康で文化的な生活をする上で必要な生計費を試算しました。その結果、月額(税込み)で約23万円が必要であることが明らかになりました。この最低生計費試算調査は東京をはじめ全国各地でも実施され、一人暮らしの若者の最低生計費は東京都北区で月額約25万円、その他の地域でも月に22万円～24万円の収入が必要との結果です。月150時間の労働時間で換算すると、全国どこでも時給1500円前後が必要です。

コロナ禍のいま、雇用を支え、最低賃金を引き上げて賃金の底上げを図るためには、大胆な中小・零細企業支援が必要不可欠です。政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と切り切った財政出動が必要です。下請け企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように公正取引ルールが実施される指導が必要です。労働者・国民の生活を底上げし、購買力を上げる事で、地域の中小・零細企業の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になります。

労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう」配慮することを求めています。最低賃金の地域間格差をなくし、抜本的に引き上げると同時に、地域の雇用の担い手である中小企業に対する支援策の拡充を実現するため、次のとおり陳情します。

## 2 陳情項目

国に対し、別紙の「最低賃金の改善及び地域の雇用の担い手である中小企業への支援の拡充を求める意見書」を提出すること。

【別紙 案】

## 最低賃金の改善及び地域の雇用の担い手である 中小企業への支援の拡充を求める意見書

厳しい日本経済にコロナ禍が追い打ちをかけ、日本経済は深刻な危機に直面しています。新型コロナウイルスの感染拡大を防ぎながらライフラインを支え続けている労働者の多くが非正規雇用労働者で最低賃金近傍の低賃金で働いています。また、東北・中四国・九州など最低賃金が低い地域ほど、中小零細企業が多く経済的ダメージはより深刻です。この難局を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠です。格差と貧困を縮小するためには、最低賃金大幅引き上げと地域間格差をなくすことがこれまで以上に重要になっています。

2019年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給1,013円、長崎県を含む最も低い15県では790円に過ぎません。毎日8時間働いても年収は120万～150万円にしかありません。これでは、最低賃金法第9条3項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保することはできません。さらに地域別であるがゆえに、長崎県と東京都では、同じ仕事でも時給で223円もの格差があります。若い労働者の都市部への流出が、地域の労働力不足を招き、地域経済の疲弊につながっています。自治体の税収が減少し、行政運営にも影響がでています。このような中で新たな動きとして、テレワークにより場所を選ばず働くことができることや、都市部での感染リスクを避けたいとの理由から、地方へ転職したいとの意識が若者たちのあいだで広がり始めています。最低賃金の地域間の格差を解消することは急務です。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準であり、ほとんどの国で、地域別ではなく全国一律制をとっています。そして、政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金の引き上げを支えています。日本でも、中小企業への具体的で十分な使いやすい支援策を拡充する必要があります。特にコロナ禍の今、地域の雇用の担い手である中小企業を支えるための大胆で思い切った支援策が求められます。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくりたいと考えます。

以上の趣旨により、次の項目の早期実現を強く要望します。

- 1 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金1500円以上をめざすこと。
- 2 政府は、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること。
- 3 政府は、雇用と経営の継続に資するとともに最低賃金の引上げを行う環境を整備するために中小・地場企業への支援策を最大限拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

長 崎 市 議 会